

飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令新旧対照条文

○ 飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令（昭和五十一年農林省令第三十五号）

（下線の部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
<p>別表第1（第1条関係）</p> <p>1 飼料一般の成分規格並びに製造、使用及び保存の方法及び表示の基準</p> <p>(1) 飼料一般の成分規格</p> <p>ア～サ [略]</p> <p><u>シ 組換えDNA技術（組換えDNA（酵素等を用いて行うDNAの切断及び再結合の操作により作製されるDNAをいう。以下同じ。）を生細胞に移入し、これを増殖させる技術をいい、次に掲げるものを除く。以下同じ。）によつて得られた生物を含む飼料を製造する場合は、当該飼料は、その安全性につき、農林水産大臣の定めるところにより、農林水産大臣の確認を受けたものでなければならない。ただし、当該飼料が安全性の確保に支障がないものとして農林水産大臣が定める基準に適合する場合は、この限りでない。</u></p> <p><u>(ア) 生細胞に移入された組換えDNAが当該生細胞と同一の分類学上の種に属する微生物のDNAのみから成るようにする技術</u></p> <p><u>(イ) 組換えDNAが移入された生細胞の遺伝子の構成が自然界に存在する微生物の遺伝子の構成と同等となるようにする技術</u></p> <p>ス 組換えDNA技術によつて得られた生物を利用して飼料を製造する場合は、当該飼料は、その安全性につき、農林水産大臣</p>	<p>別表第1（第1条関係）</p> <p>1 飼料一般の成分規格並びに製造、使用及び保存の方法及び表示の基準</p> <p>(1) 飼料一般の成分規格</p> <p>ア～サ [略]</p> <p><u>シ 飼料が組換えDNA技術(酵素等を用いた切断及び再結合の操作によつて、DNAをつなぎ合わせた組換えDNA分子を作製し、それを生細胞に移入し、かつ、増殖させる技術をいう。以下同じ。)によつて得られた生物を含む場合は、当該飼料は、その安全性につき、農林水産大臣の定めるところにより、農林水産大臣の確認を受けたものでなければならない。ただし、当該飼料が安全性の確保に支障がないものとして農林水産大臣が定める基準に適合する場合は、この限りでない。</u></p> <p>ス 飼料が組換えDNA技術によつて得られた生物を利用して製造されたものを含む場合は、当該飼料は、その安全性につき、農</p>

の定めるところにより、農林水産大臣の確認を受けたものでなければならぬ。

セ～チ [略]

(2)～(5) [略]

林水産大臣の定めるところにより、農林水産大臣の確認を受けたものでなければならぬ。

セ～チ [略]

(2)～(5) [略]